

第5章

誘 導 施 策

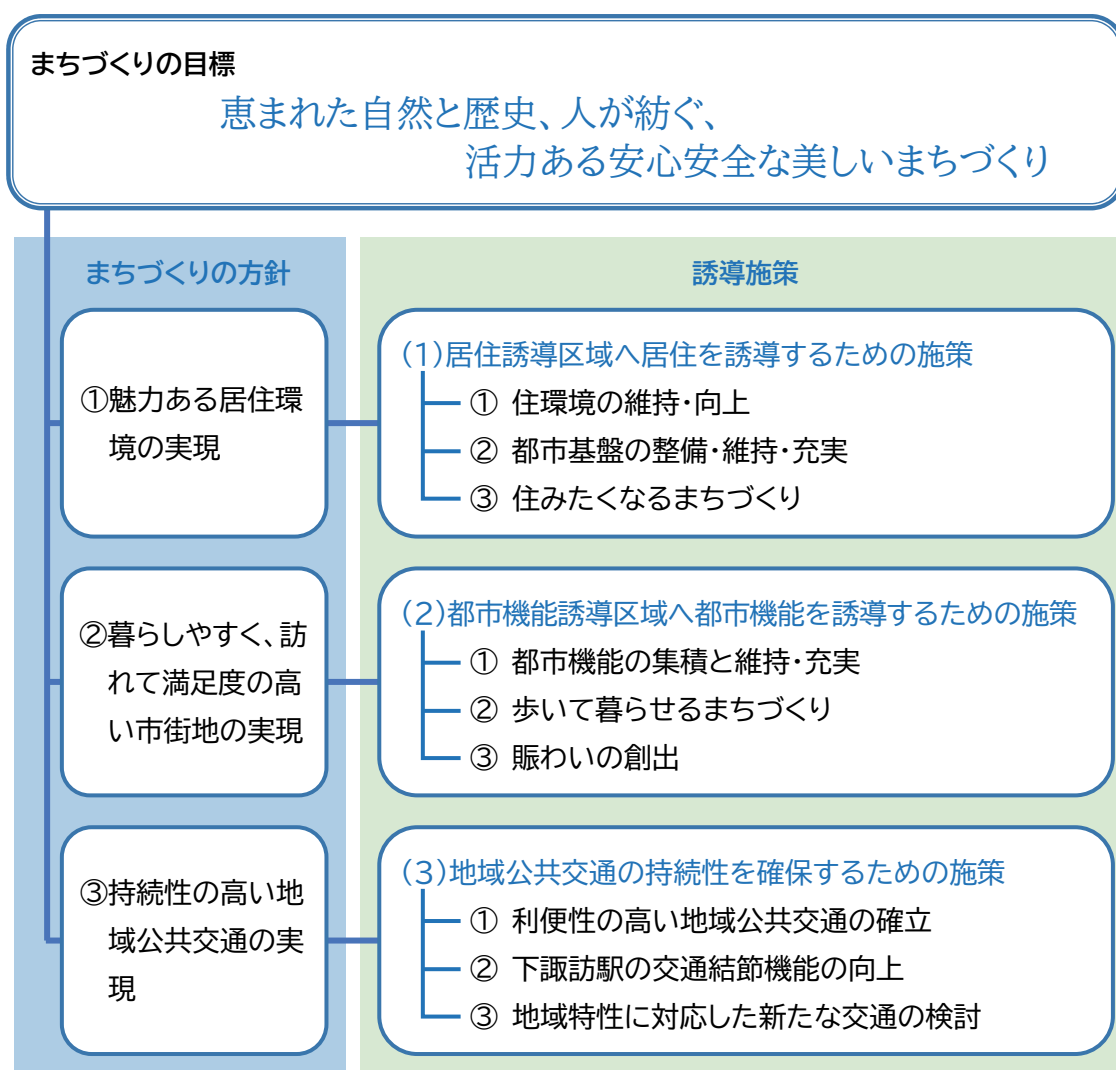
1. 誘導施策とは

誘導施策は、居住や都市機能を誘導区域内に誘導し、一定の人口密度を確保することで効率的な都市経営を実現するために、都市が抱える課題を解決する手段です。様々な分野を横断的に連携しながら、まちづくりの方針を達成するための施策を定めます。

2. 誘導施策の体系

第2章「2. まちづくりの目標・方針」で定めた3つの方針に対応する形で、誘導施策を展開します。

■誘導施策の体系



3. 誘導施策

(1) 居住誘導区域へ居住を誘導するための施策……………

① 住環境の維持・向上

ア. 安全な住環境の形成

- 現在、居住している方が、その場で安全に長く住み続けていくことができるよう、居住誘導区域内における住宅耐震化や住宅リフォームなどの支援を推進します。
- 防犯パトロールの強化やLED防犯灯の設置促進等により、犯罪の起きにくい市街地環境の形成を目指します。
- 通勤・通学で多くの人が利用する道路の拡幅やグリーンベルトの設置を検討するなど、歩行者や自転車利用者の安全性の向上を目指します。

イ. 快適な住環境の形成

- 空き家情報バンクの活用や官民連携による空き家の流通促進、空き家活用への支援制度の拡充など、既存ストックの有効活用により都市のスポンジ化を抑制します。
- 周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある老朽危険空き家の除却に対する支援や、特定空き家等への法的措置の実施により、住環境の改善を推進します。
- 民有地内等の緑化を奨励し、ゆとりある生活環境の形成を誘導します。

ウ. 地域コミュニティの形成

- 多世代の活動や世代間の交流に資する場づくりに取り組み、多世代コミュニティの形成を促進します。
- 子育て世代が気軽に相談・援助を求められる環境整備や子どもの居場所づくりなど、子育てしやすいまちづくりによる若い世代の定住促進を目指します。
- 地域住民と来訪者・移住者が集い、交流できる空間の創出により、町外の人々と地域住民の関係性づくりを促進します。
- まちづくりへの住民の参加促進や住民主導の取組に対する支援により、地域コミュニティの維持・活性化を促進します。

② 都市基盤の整備・維持・充実

ア. 道路整備による居住環境の向上

- 国道20号バイパス、都市計画道路赤砂東山田線などの交通ネットワーク整備による都市施設へのアクセス向上を図るとともに、周辺地域の良好な居住環境の整備を促進します。
- 生活に密着した町道については、点検・修繕による適切な管理を実施し、利便性・居住環境の向上を推進します。

イ. 公園・緑地のストック効果の向上

- 地域コミュニティの維持や、日常的なレクリエーションの場となる身近な公園・緑地の維持・充実を推進します。
- 既存の都市公園については、適切な維持管理に努めるとともに、人口規模や時代の変化に対応した適正な配置・見直しを検討します。

ウ. 災害に強い公共インフラの維持・構築

- 上下水道は快適な生活を支える基盤であることから、計画的な更新・改築等による安全で災害に強い施設の構築を推進します。

③ 住みたくなるまちづくり

ア. 自然環境・景観を生かしたまちづくり

- 諏訪湖畔の心地よい水辺空間や良好な眺望を有する住宅地など、自然を日常に感じられる快適な生活空間の創出による、自然と調和した魅力的な市街地形成を推進します。
- 歴史文化、自然環境等を生かした景観形成により、個性ある選ばれるまちづくりを推進します。

イ. 健康増進のまちづくり

- コンパクトに形成された市街地内でのまちあるきによる健康増進や、気軽にスポーツに親しむことができる環境の充実を図り、活力あるまちづくりを推進します。
- 誰もが気軽に快適に移動でき、健康づくりにもつながる自転車等のモビリティの利用を促進します。

ウ. 職住近接のまちづくり

- 観光交流の活性化による雇用の創出や、空き店舗などを活用した創業の支援等により、働く場の充実を推進し、職住近接のまちとしての魅力の向上を目指します。

(2) 都市機能誘導区域へ都市機能を誘導するための施策……………

① 都市機能の集積と維持・充実

ア. 公共施設・誘導施設の機能維持

- 公共施設は長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化を検討するとともに、都市機能誘導区域内での立地を誘導します。
- 介護福祉機能、商業機能、医療機能、金融機能などの誘導施設の立地動向を把握し、都市機能誘導区域内での機能維持・立地を誘導します。

イ. 新たな交流拠点の整備

- それぞれの拠点地区において、その立地やニーズに応じた町の活性化の核となる交流拠点の整備を推進します。

② 歩いて暮らせるまちづくり

ア. 歩きたくなる環境の整備

- 沿道の店舗等と連携し、パブリックな空間や主要な歩行動線にストリートファニチャーや木陰を設置するなど、誰もが楽しく歩きたくなる空間づくりを推進します。

イ. ユニバーサルデザインの推進

- 段差の解消や点字ブロックの設置等によるバリアフリーな歩行空間の形成、視認性の高い誘導サインの設置等により、誰もが安全・快適に移動できる空間づくりを推進します。

ウ. 通過交通の流入抑制

- 国道20号バイパス及び都市計画道路赤砂東山田線の整備により、市街地内における混雑の回避を図り、歩行者や自転車の安全性の向上を目指します。

③ 賑わいの創出

ア. 観光地域づくりの推進

- 多様な主体との連携により、風情ある町並みの維持を促進します。
- 温泉など地域資源を活かし、訪れる人も楽しめるまちを目指します。
- 観光情報を発信し、まちあるきの起点となる観光拠点施設の整備を推進します。

イ. 空き店舗、低未利用土地の活用

- 空き店舗や低未利用な土地・建物を活用した個性と魅力あふれる店舗の出店等を支援し、町の活性化を促進します。

ウ. イベント等による地域活性化の促進

- 民間や地域住民が主体となるイベントや取組への支援を充実し、地域住民と観光客との交流による活気ある街の創出を促進します。

(3) 地域公共交通の持続性を確保するための施策……………

① 利便性の高い地域公共交通の確立

- 道路網の整備や地域公共交通に対するニーズの変化に対応した効率的な運行形態の見直しに取り組みます。
- 誰もが分かりやすく使いやすい公共交通サービスの提供により、地域公共交通の利用促進を目指します。

② 下諏訪駅の交通結節機能の向上

- 公共交通の主要な拠点として、鉄道、バス、タクシー、自転車など各種モビリティの交通結節点としての機能強化に取り組みます。
- 公共交通の主たる利用者である高校生や高齢者のほか、誰もが一時滞在可能な空間の創出に取り組みます。

③ 地域特性に対応した新たな交通の検討

- 公共交通の持続性を確保するため、交通事業者の負担軽減につながる新たな技術の活用に向けた研究に取り組みます。
- 快適で楽しい新たなモビリティや移動サービスの導入を検討するなど、観光地としての回遊性向上を推進します。

